

医政発 0313 第 1 号  
令和 8 年 3 月 13 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長  
( 公 印 省 略 )

在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業の実施要綱の一部改正について

在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業実施については、「在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業の実施について」（平成 31 年 2 月 13 日付け医政発 0213 第 10 号厚生労働省医政局長通知）により行われているところであるが、今般、同通知の別添「在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業実施要綱」の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 8 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨周知願いたい。

別添

医政発 0213 第 10 号  
平成 31 年 2 月 13 日  
医政発 0415 第 4 号  
令和 3 年 4 月 15 日  
一部改正  
医政発 0313 第 1 号  
令和 8 年 3 月 13 日  
一部改正

## 在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業実施要綱

### 1 目的

この事業は、訪問診療が必要な人工呼吸器使用患者が使用する人工呼吸器が長期停電時においても稼働できるよう、停電時に備えて患者に貸し出せる簡易自家発電装置等を整備し、災害時においても患者の生命を維持できる体制の整備を図ることを目的とする。

### 2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、同法第 8 条の規定に基づき届出をした診療所、及び指定訪問看護事業者（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者並びに介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者（同法に規定する訪問看護を行う者に限る。）及び同法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）、又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき許可を受けた薬局（以下「在宅医療実施医療機関等」という。）とする。

### 3 事業内容

訪問診療が必要な人工呼吸器使用患者を診療している在宅医療実施医療機関等において、停電時に備えて患者に貸し出せる簡易自家発電装置等を整

備する。

※簡易自家発電装置等は、災害等による電力不足に備えて、訪問診療が必要な人工呼吸器使用患者を診療している在宅医療実施医療機関等が患者の療養の確保に必要な設備を無償で貸し出すために整備するものとする。

※簡易自家発電装置等とは、ガソリン・ガス等で駆動される自家発電装置、人工呼吸器の予備バッテリーをいう。なお、在宅医療実施医療機関等が患者に簡易自家発電装置等を貸し出す際には、当該製品の注意事項をよく確認したうえで、適正かつ安全に使用できるよう在宅医療実施医療機関等側から患者側に十分説明を行うこと。

※実施主体においては、保守・点検等を十分に実施すること。なお、当該事業は、補助した簡易自家発電装置等にかかる保守・点検等のランニングコストは含まれない。

#### 4 国の補助

国は、在宅医療実施医療機関等がこの実施要綱に基づいて実施する事業のために支出する経費について、厚生労働大臣が別に定める「医療施設等設備整備費補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。